

令和 6 年度 公正入札調査会議議事概要

開催日及び場所	令和 6 年 1 2 月 1 3 日（金） 1 0 : 0 0 ～ 1 2 : 0 0 防衛省庁舎 E 1 棟 8 階会議室		
委 員	会 長 楠 茂樹（上智大学法学部国際関係法学科教授） 会長代理 中村 豪（東京経済大学経済学部教授） 委 員 川尻 恵理子（ハロー法律事務所弁護士） （五十音順） 木下 誠也（一般社団法人社会基盤マネジメント研究所代表理事） 五艘 隆志（東京都市大学建築都市デザイン学部都市工学科准教授）		
討議対象期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 8 月 3 1 日		
討議対象件数	4 2 6 件		
1. 入札結果の事後的・統計的分析結果について			
項 目	建設工事、建設技術業務について		
意 見 ・ 質 問		回 答	
○ 不調・不成立が増えている状況で、来年度も E C I 発注が複数あると思われるが、今後の見通しはどう考えているか。		○ E C I については、設計コンサルタント業界が活況となっており、技術者の確保が厳しい状況となっていることから、来年度は E C I 発注の件数を大幅に減らし、適切な設計業務量としていく。そのなかで、自衛官の生活勤務環境の改善のため、隊舎の個室化等の必要な実施設計を優先的に進めていく考えである。	
報告事項	特になし。		

2. 談合疑義案件の処理状況について			
項 目	工 事	業 務	談合疑義案件報告数
談合情報	0 件	1 件	1 件
点検結果疑義	0 件	0 件	0 件
意 見 ・ 質 問		回 答	
○ 大規模な業務を構成員が多い共同体が受注しているが、分割して発注できなかったのか。		○ 分割して発注することは、当該業務に求められる特性に適さないものと考えている。 業務を発注する際には、共同体に加えて単体の参加も認めており、競争性の確保に努めている。	

○ 「落札率」について、公募型プロポーザル方式も含め随意契約には、なじまないの で、言い方を工夫されたい。	○ 他省庁の状況を情報収集し、分かり易い言 い方を検討したい。
報告事項	特になし。

3. その他	
項 目	(1) 地方防衛局の入札監視委員会における共通意見・提言等の報告 (2) 建設工事の変更契約について (3) 見積を活用する積算方式（見積活用方式）における採用見積価格等の交付について (4) 最適化事業に係る E C I 設計の発注方法について
意 見 ・ 質 問	回 答
(1) 地方防衛局の入札監視委員会における共通意見・提言等の報告 ○ 技術者の配置が困難なため 1 者応札や不成立になったという傾向があるものの、発注計画があるため、発注を継続していかなければいけない状況のようだが、何か対応を考えているのか。 ○ 不成立に対する対処法は何かあるか。	○ ヒアリングを行うと、技術者の配置が困難という回答が非常に多く、一者応札や不成立になっている状況である。そのため、参加要件において配置予定技術者に求める経験は、企業のバックアップを前提とした上で、規模を求めないこととし、参加しやすいよう緩和を行った。また、更なる緩和策についても模索していきたい。 ○ 一部の同仕様、同用途の設計については、まとめて発注することによって、受注者側の技術者一人当たりの生産性・効率性を高めていきたいと考えている。
(2) 建設工事の変更契約について ○ 特になし。	○ 会計検査院の指摘事項及び対応方針を説明
(3) 見積を活用する積算方式（見積活用方式）における採用見積価格等の交付について ○ 見積活用方式については、それ自体が競争のフィールドになるものであり、採用見積価格を交付することは、競争を低下させる懸念がある。	○ 採用見積価格の交付については、発注者の責務として当該方式による予定価格の設定に用いた情報を公表すべきと考えており、競争性を低下させないよう慎重に検討した結果、他省庁の対応と同様に、入札参加者の適正な見積に資する参考資料として交付する対応を考えている。

○ 競争要素が少なくなって、価格高騰の歯止めがきかない状況になることに懸念がある。競争性を阻害しない限度で一部のみ交付するよう運用されたい。 ○ 採用見積価格を交付する際に価格に幅を持たせることができれば、選択の余地が生まれるのではないか。 (4) 最適化事業に係る E C I 設計の発注方法について ○ 基本設計と実施設計との総合調整を行う設計総合調整業務があるが、工事の段階における調整業務はどのようになるのか。 ○ E C I 設計について、分割発注することにより金額が高騰し、上昇基調になることを懸念するが、どう考えているか。	○ 交付する採用見積価格以外の単価や積上げ部分の自由度は、まだ残っている。また、すべての項目（単価）が見積活用方式となる場合は、交付しない考えである。 ○ 交付する単価については、他省庁と同様な形で各単価の交付を検討しているが、今後の調整の参考とする。 ○ 工事の段階における設計との調整業務は、今後、随意契約を結んで総合調整を実施していく流れを考えている。 ○ 分割発注することにより必要となる業務分の費用は増加する可能性がある。全体の金額として10年間予定している事業をマクロ的にみて、予算の効率化・抑制化を検討する考えである。
報告事項	特になし。